議員定数、報酬について

更新日：平成２８年９月１６日

佐久穂町議会における議員定数、報酬の検討状況

１．平成１７年合併時の議員定数１８人

　　平成１７年合併前の議会構成は、佐久町議会議員１６人、八千穂村議会議員１４人の計３０人でした。

佐久町・八千穂村合併協議会において、市町村の合併の特例に関する法律に規定する定数特例と在任特例の適用について協議がされ、その結果、これらの特例は適用せず、２町村の議会議員は、新町設置の日の前日に失職し、設置の日から５０日以内に設置選挙を行うこと、また、新町の議会議員の定数は、地方自治法第９１条の法定上限定数（当時）である１８人とすることが決定され、平成１６年１０月２８日の合併協定書に明記されました。

　　なお、議員定数を１８人と定める佐久穂町議会議員定数条例は、町長職務執行者の専決処分により、平成１７年３月２０日に制定・公布されました。

　　※１　定数特例　合併関係市町村の協議により、合併後の市町村の法定上限定数の２倍まで定数を増員することができる特例

　　※２　在任特例　合併関係市町村の協議により、合併前の議員の任期を２年まで延長することができる特例

２．平成２１年の佐久穂町議会議員一般選挙から１４人

合併２年目の平成１８年９月に議長から議会改革の要請を受け、議員全員参加により議会改革検討特別委員会（委員長：大工原敬明議長→菊池正武議長）が発足しました。

　　議会改革検討委員会では、議員定数の見直しについて、平成１９年１１月までの間に７回の会議を開催し、調査・研究・議論を重ねた結果、次の一般選挙から議員定数を１８人から４人減じ、１４人とするとの結論に達して、平成１９年１２月定例会において、小林武議会運営委員長発議により議員定数条例の一部改正議案が提出され、賛成多数で可決されました。

　　　平成２１年４月１２日の議会議員一般選挙後、１４人で新たな議会組織編制がなされました。

３．議会改革推進特別委員会での議論

平成２８年第２回議会３月定例会において議会運営委員長発委で議会改革推進特別委員会が設置されました。平成２８年第４回議会９月定例会まで６回開催し、定数及び報酬については、結論にいたりませんでした。主な意見として、現状維持については、委員会審議上７名が適していること、佐久管内町村議会の議員構成のバランスから１４名が適していること、広範な町内からの多様な意見や思いを集約するには１４名が適していることなどが上げられました。また、定数削減意見として、「定数減を行い、その分報酬を上げる。」「人口1,000人に議員１人。」「報酬は年齢により比例配分（５０歳未満に３０万円、５０歳以上は年代ごとに下げ、総合計は現状維持。）」などの意見がありました。

今後の課題として、全員協議会で検討していくことになりました。

４．議員報酬は１０年間据え置き

第一次議会改革検討特別委員会では、議員報酬について当面は現状の額とすると決定されました。

　　平成１８年に地方分権改革推進法が制定され、現在も新たな改革が進められており、基礎自治体である町は、町民の最も身近な地方公共団体として、さらにその自立性を高めることが必要で、自らの責任と判断でその任務を遂行し、町民の負託に応えていかなければなりません。

委員会における予算・決算・条例案の審議はもとより、意見書の提出、請願・陳情の処理等に対応するには、４人から５人の委員では、十分な審議ができないことや、更なる議会活動の活性化を図ることが必要となりました。

このことから、平成２２年３月に第二次議会改革検討特別委員会（委員長：友野辰五郎議長）を発足しました。平成２３年１月まで６回の協議により、２常任委員会制、一般質問の一問一答方式への変更、総括質疑の変更、そして、議員報酬については据え置き、期末手当の減額（△０.５ヶ月）が決定されました。平成２２年１１月臨時会において、菊池正武議会運営委員長発議により議員報酬条例の一部改正が全員賛成で可決され、平成２３年３月定例会において、同様に委員会条例の一部改正が全員賛成で可決されました。

（現在、期末手当については、平成２７年度人勧により他の町村議会平均より△０．５５ヶ月となっています。これは県下最低支給率です。）